

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本規第 4 4 号

宮本会第 8 6 号

平成16年 3月15日

宮城県警察本部長

交通信号機等緊急復旧工事事務取扱要領の一部改正について（通達）

交通信号機等の交通安全施設が交通事故等により損壊し、緊急に復旧工事を要する場合の事務については、「交通信号機等緊急復旧工事事務取扱要領の制定について（通達）」（平成9年3月21日付、宮本規第121号、宮本会第332号）に基づき実施してきたところであるが、平成15年度から、宮城県知事の発注する建設工事については、県出納局契約課が一元的に契約事務を実施することとなったため、別添のとおり「交通信号機等緊急復旧工事事務取扱要領」の一部を改正し、運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

#### 記

#### 1 改正の要点

##### (1) 契約の締結

「依頼書により復旧工事を要請したときは、工事施工業者から請書を徴するものとする。」から「依頼書により復旧工事を要請したときは、総務室会計課（以下「会計課」という。）において工事施工業者と、概算による契約を締結するものとする。」に改める。

##### (2) 請負金額の決定

「復旧工事の完了後、工事記録表に基づいて工事費を積算し、請負業者と協議の上、請負金額を決定するものとする。」から「復旧工事の完了後、工事記録表に基づいて工事費を積算し、会計課において出納局契約課に見積り合わせを依頼し請負金額を決定するものとする。」に改める。

##### (3) 支出事務

「請負金額を決定したときは、請負業者から精算請書を徴し、支出の事務を行うものとする。」から「請負金額を決定したときは、請負業者と契約を締結し、会計課において支出の事務を行うものとする。」に改める。

##### (4) 弁済の確約措置

警察署においては、復旧工事に要した費用の弁済を確約するため、加害者又は親族等から念書（様式第4号）の提出を求めるものとする。

#### 2 施行期日

平成16年4月1日

## 交通信号機等緊急復旧工事事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮城県公安委員会が管理する交通信号機等の交通安全施設が、交通事故及び作業事故等により損壊し、緊急に復旧工事を要する場合の執行方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (適用の範囲)

第2 交通事故等により信号機・感知器等の交通安全施設が損壊の被害(以下「損壊事故」という)を受け、交通の安全と円滑を阻害するおそれがある場合、並びにこれに起因する二次的災害が発生するおそれのある場合に適用する。

### (協定の締結)

第3 交通規制課長(以下「規制課長」という。)は、損壊事故が発生した場合の復旧作業を迅速に行うため、あらかじめ緊急復旧工事に対応可能な業者を把握しておくとともに、協定書(様式第1号)を締結するものとする。

ただし、この協定書の有効期限は、協定締結日からその締結日の属する年度の末日までとする。

### (資格要件)

第4 前記第3に掲げる緊急復旧工事に対応可能な業者は、宮城県建設工事競争入札資格承認者名簿に登録された者でなければならない。

### (工事の依頼)

第5 規制課長は、前記第2に掲げる条件を満たす交通信号機等の損壊事故の報告を受けたときは、速やかに協定を締結した業者(以下「業者」という。)に交通信号機等緊急復旧工事依頼書(様式第2号。以下「依頼書」という。)により復旧工事を依頼するものとする。

### (契約の締結)

第6 依頼書により復旧工事を要請したときは、総務室会計課(以下「会計課」という。)において業者と、概算による契約を締結するものとする。

### (工事記録表の作成)

第7 規制課長から指定された監督員は、業者からの報告を基に、工事記録表(様式第3号)を作成するものとする。

### (請負金額の決定)

第8 復旧工事の完了後、工事記録表に基づいて工事費を積算し、会計課から出納局契約課に見積合わせを依頼し請負金額を決定するものとする。

### (支出事務)

第9 請負金額を決定したときは、業者と契約変更を取り交し、会計課において支出の事務を行うものとする。

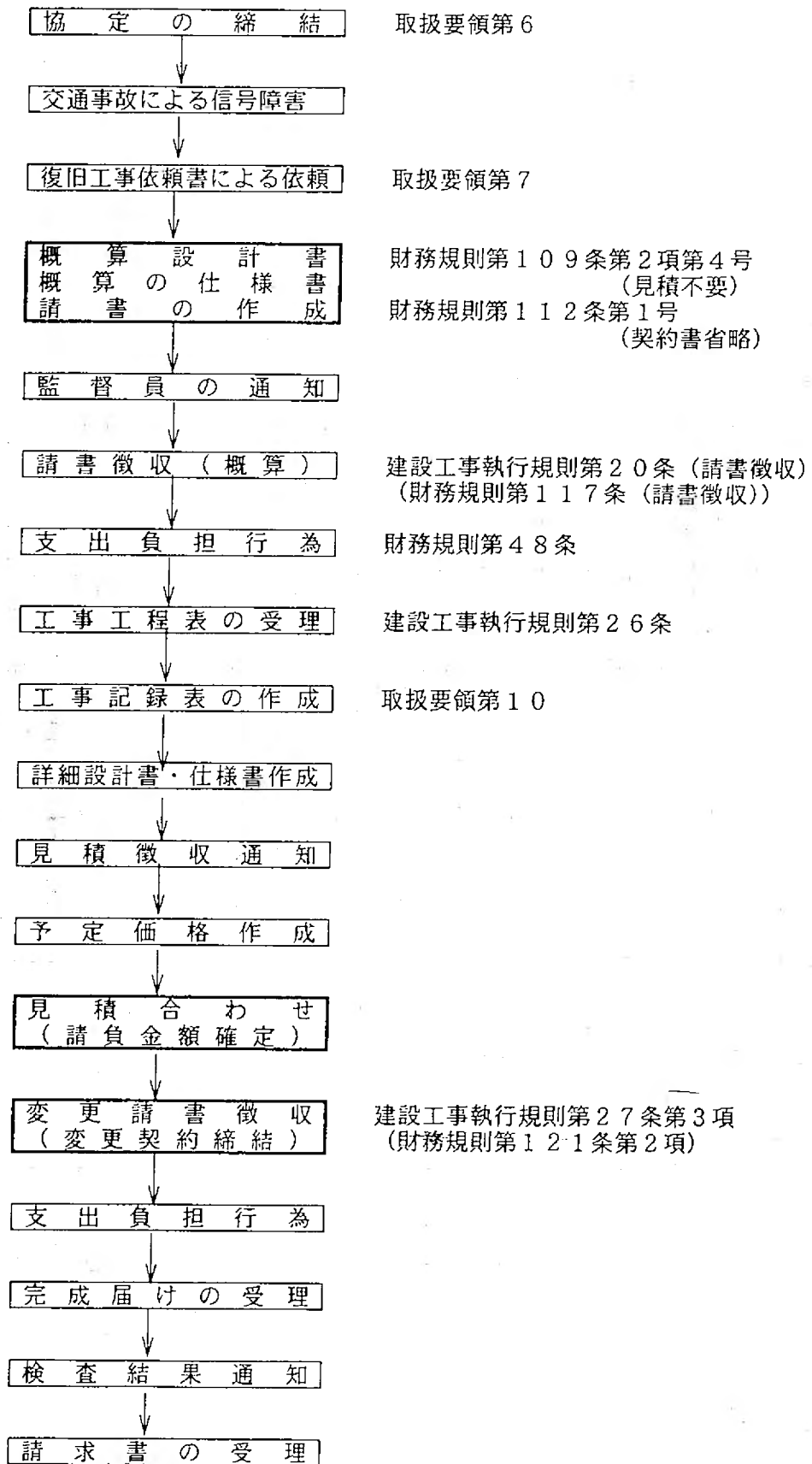
### (弁済の確約措置)

第10 警察署においては、復旧工事に要した費用の弁済を確約するため、加害者又は親族等に念書(様式第4号)の提出を求めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領に定めのない事項については、建設工事執行規則及び財務規則に定められた手続きによるものとする。

# 交通信号機等機緊急復旧工事事務処理要領



(様式第1号)

交通信号機等緊急復旧工事の施工に関する協定書

宮城県知事（以下「甲」という。）と交通信号機等緊急復旧工事施工会社（以下「乙」という。）とは、迅速な復旧工事を施工するため、次のとおり協定を締結する。

（復旧工事の依頼）

第1条 甲は、交通信号機等損壊事故の発生により、乙による復旧工事を必要とするときは、交通信号機等緊急復旧工事依頼書により、乙に対して復旧工事を求めるものとし、原則として乙は復旧工事を施工するものとする。

（復旧工事の実施）

第2条 乙は、前条により復旧工事の要請を受けたときは、速やかに復旧工事に着手するものとする。

2 復旧工事は、監督員の指示に従って施工するものとする。

（請負金額を定める方法）

第3条 交通安全施設等損壊事案発生時は、請負金額は概算により契約するが、後日見積合わせを行い、契約金額を確定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 年 月 日までとする。

（協定外事項の取扱い）

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた時は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事

印

乙

印

(様式第2号)

宮 本 規 号 外  
平成・・年・・月・・日

殿

宮 城 県 警 察 本 部 長

交 通 信 号 機 等 緊 急 復 旧 工 事 依 頼 書

平成一・年・月・日締結した交通信号機等復旧工事の施工に関する協定に基づき、次のとおり工事を求めます。

記

工 事 番 号	(緊急) 第・・号
工 事 名	交通信号機等緊急復旧工事
施 工 地 名	・・・・・先 ・・・・・地点
予定される工事期間	平成・・年・・月・・日から約 日間
その他必要事項	



(様式第4号)

# 念 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 ( 歳)

私は、平成 年 月 日 午 時 分ころ、

宮城県 \_\_\_\_\_ 先道路上において、

\_\_\_\_\_ のため、

同所に設置されている交通安全施設 ( \_\_\_\_\_ ) に衝突し破損させました。

破損させた交通安全施設の現状復旧 (修理) 費用につきましては、全額支払いますこと

を本書をもって誓約します。

平成 年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

会社

氏名

印